

**低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)について**

3月23日に閣議決定された「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のうち、ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯向けの給付金についてお知らせします。

◆支給対象者

ひとり親世帯分の同給付金を受給しておらず、左記①、②両方の要件に該当する方

- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母など、または、令和3年4月～令和4年2月末までに生まれた児童を養育する父母など
- ②令和3年度の住民税(均等割)が非課税の方、または、令和3年1月1日以降の収入が新型コロナウイルスの影響を受けて急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3で定める程度の障がいの状態にある児童については、平成13年4月2

日以降の出生児童が対象となります。

◆支給額

支給対象児童1人当たり5万円

◆支給手続き

- ①令和3年5月以降の新規の児童手当または特別児童扶養手当の受給者のうち、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方

申請は不要です。該当者には随時事前に通知のうえ、児童手当または特別児童扶養手当の支給口座へ振り込みます。

※令和3年4月分の児童手当受給者で住民税非課税の方については、7月に支給済みです。

②①以外の支給対象者(高校生のみを養育している方、収入が急変した方などの要件の方)

郵送、または窓口にて申請手続が必要です。7月中旬にご案内とともに申請書を送付していただきます。申請書に必要な書類を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください。申請内容を審査のうえ、申請者の指定口座へ随時、振り込みます。

※窓口での申請の場合は、コロナウイルス感染拡大防止の観点か

ら、発熱時を避け、感染対策(マスク着用・手指消毒等)をしっかりと行ってください。

- ・申請書に必要な添付書類
- ・本人確認書類の写し(免許証や保険証などの写し)
- ・振込先口座の確認書類(通帳の写しなど)
- ・収入見込み額の申立書(家計急変者の場合)
- ・公簿などで確認できない場合は、対象児童との関係性を証明する書類

◆申請期限 ※当日消印有効

令和4年2月28日(火)

《配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援》

配偶者からの暴力を理由に対象児童とともに避難している方で、事情により今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをさせていただくと、支給対象者に該当した場合は給付金を受け取ることができます。

◆手続きの方法

「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)受給に係る配偶者からの暴力を理由として対象児童

とともに避難している旨の申出書」に必要事項を記入し、左記のいずれかの書類を添えてお住まいの給付金担当窓口へ提出してください。

- ・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターなどが発行する証明書
- ・保護命令決定書の謄本または正本
- ※すでに配偶者の暴力を理由とした避難事例として児童手当の認定請求を行っている場合は申出不要です。

給付金を装った詐欺にご注意ください

- ・ATM(現金自動預払機)の操作、手数料の振り込みをお願いします。
- ・ことは、絶対ありません。
- ・政府機関や自治体などを装った偽サイトにもご注意ください。

住民税の申告がお済みでない方は、要件の審査ができませんので、速やかに住民税の申告をお願いします。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係

☎ 55-3112